

地域リハビリネットワークの会

法令遵守規程

（目的および方針）

1. この規程は、地域リハビリネットワークの会（以下、法人という）の健全な事業の運営にあたり、介護保険法および関係各法令を遵守し、社会人として求められる倫理、社会規範を全うするための確かな業務管理体制を整備する。

（法会守責任者の役割、体制）

1. 法令遵守責任者（村岡）は、法令遵守体制の確保のため、職員に対し、周知徹底、法令遵守における問題点の抽出、チェック、評価等を行い、法人における法令遵守の運営上の責任者としての役割を担う。
2. 法令遵守責任者は、事業所からの報告を受け、問題が発生した場合には、法人幹部会議内で検討会議を開催し、その問題の解決、処理等の対応にあたる。

（各種法令遵守に係る確認、対応）

1. 事業所における介護サービスの人員、運営基準等の適合状況については、所長が日常的に確認する。
2. 事業所における介護サービスの介護請求に当たり、介護サービス記録と請求との誤り等の有無については、所長と担当者が共に確認する。
3. 事業所における財務会計の適正処理、不正経理等のチェックは、公認会計士による月次訪問および決算前の財務監査によって行われる。

（相談）

1. 職員は、業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷うときは、独断専行するのではなく、あらかじめ法令遵守責任者に相談しなければならない。
2. 相談内容が法令遵守責任者の手に余るほどの難しいケースの場合には、必ず専門家に知見を求め、問題処理をする必要がある。

（懲罰）

1. 本規程に定める法令遵守の違反行為を行った者、調査の際に虚偽の報告を行った者、違反行為の隠蔽を行った者については、懲罰の対象となることがある。

（意識啓発、研修）

1. 法令遵守責任者は法人において実践が確実に行われるよう、機会ある毎に方針の徹底および職員への意識啓発を行わなければならない。
2. 法令遵守責任者は必要性、重要性について、必要に応じて役職員の理解、意識啓発を図るために教育研修を企画、実施しなければならない。

附則

この規程は、平成 22 年 2 月 2 日より施行する。